

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第3区分
【発行日】令和6年3月11日(2024.3.11)

【公開番号】特開2022-89740(P2022-89740A)
【公開日】令和4年6月16日(2022.6.16)
【年通号数】公開公報(特許)2022-108
【出願番号】特願2021-71640(P2021-71640)
【国際特許分類】
G 0 6 F 1 6 / 5 5 (2 0 1 9 . 0 1)
【 F I 】
G 0 6 F 1 6 / 5 5

10

【手続補正書】
【提出日】令和6年3月1日(2024.3.1)
【手続補正1】
【補正対象書類名】特許請求の範囲
【補正対象項目名】全文
【補正方法】変更
【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータ実装方法であって、前記コンピュータ実装方法は、
ユーザデバイス内のカメラからカメラライブストリームを取得することであって、前記カメラライブストリームは、特定の製品の画像データを含む、ことと、
少なくともコレクションのうちの一つ以上の製品の画像の画像データの画像分析に基づいて、前記コレクションのうちの前記一つ以上の製品の前記画像に共通する一つ以上のベースライン画像特徴を決定することと、
前記特定の製品の前記画像データの前記一つ以上の画像特徴を調整するための一つ以上の推薦を生成するために、前記一つ以上のベースライン画像特徴を前記特定の製品の前記画像データの一つ以上の画像特徴と比較することと、

30

前記ユーザデバイス上での前記カメラライブストリームと一緒の表示のために、前記画像データの前記一つ以上の画像特徴を調整するための前記一つ以上の推薦を生成すること

を含む、コンピュータ実装方法。

【請求項2】

前記特定の製品の前記画像データの前記一つ以上の画像特徴が前記一つ以上のベースライン画像特徴の閾値内であるまで、前記比較することおよび生成することを繰り返すことをさらに含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項3】

前記特定の製品の前記画像データの前記一つ以上の画像特徴が、前記一つ以上のベースライン画像特徴の前記閾値内にあることに応じて、前記ユーザデバイスに前記特定の製品の一つ以上の画像を捕捉させることをさらに含む、請求項2に記載のコンピュータ実装方法。

40

【請求項4】

前記特定の製品の前記画像データを分析し、前記特定の製品を識別することと、
前記識別された特定の製品に基づいて、前記コレクションのうちの前記一つ以上の製品の画像を取得することと、

をさらに含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項5】

50

前記カメラライブストリームを取得することに先立って、前記特定の製品に関する情報を取得することと、

前記特定の製品に関する前記情報に基づいて、前記コレクションのうちの前記一つ以上の製品の画像を取得することと

をさらに含む、請求項 1 に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項 6】

前記コレクションのうちの前記一つ以上の製品の前記画像は、前記ユーザによって以前に捕捉された画像である、請求項 1 に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項 7】

前記推薦は、前記ベースライン画像特徴により一致した前記特定の製品のさらなる画像を捕捉するために生成される、請求項 1 に記載のコンピュータ実装方法。 10

【請求項 8】

前記画像特徴は、画像解像度、ピクセル密度、画像輝度、被写界深度、フォーカス、前記画像内の製品のサイズ、前記画像内の製品の角度、前記画像内の製品の向き、または前記製品と背景との間のコントラストのうち少なくとも一つを含む、請求項 1 に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項 9】

前記一つ以上の推薦は、形状、テキスト、関連製品の画像、またはアニメーションのうち少なくとも一つを含む、請求項 1 に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項 10】 20

システムであって、前記システムは、一つ以上のプロセッサと、

プロセッサ実行可能な命令を含むプロセッサ読み取り可能なストレージ媒体とを備え、

前記プロセッサ実行可能な命令は、前記一つ以上のプロセッサによって実行されると、ユーザデバイス内のカメラからカメラライブストリームを取得することであって、前記カメラライブストリームは、特定の製品の画像データを含む、ことと、

少なくともコレクションのうちの一つ以上の製品の画像の画像データの画像分析に基づいて、前記コレクションのうちの前記一つ以上の製品の前記画像に共通する一つ以上のベースライン画像特徴を決定することと、

前記特定の製品の前記画像データの前記一つ以上の画像特徴を調整するための一つ以上の推薦を生成するために、前記一つ以上のベースライン画像特徴を前記特定の製品の前記画像データの一つ以上の画像特徴と比較することと、

前記ユーザデバイス上で前記カメラライブストリームと一緒に表示のために、前記画像データの前記一つ以上の画像特徴を調整するための前記一つ以上の推薦を生成することと、

を前記一つ以上のプロセッサに実行させる、システム。

【請求項 11】 30

前記プロセッサ実行可能な命令は、前記一つ以上のプロセッサによって実行されると、

前記特定の製品の前記画像データの前記一つ以上の画像特徴が前記一つ以上のベースライン画像特徴の閾値内であるまで、前記比較することおよび生成することを繰り返すことを前記一つ以上のプロセッサにさらに実行させる、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 12】 40

前記プロセッサ実行可能な命令は、前記一つ以上のプロセッサによって実行されると、

前記特定の製品の前記画像データの前記一つ以上の画像特徴が、前記一つ以上のベースライン画像特徴の前記閾値内にあることに応じて、前記ユーザデバイスに前記特定の製品の一つ以上の画像を捕捉させること、

を前記一つ以上のプロセッサにさらに実行させる、請求項 11 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記プロセッサ実行可能な命令は、前記一つ以上のプロセッサによって実行されると、 50

前記特定の製品の前記画像データを分析し、前記特定の製品を識別することと、
前記識別された特定の製品に基づいて、前記コレクションのうちの前記一つ以上の製品の画像を取得することと、
を前記一つ以上のプロセッサにさらに実行させる、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記プロセッサ実行可能な命令は、前記一つ以上のプロセッサによって実行されると、
前記カメラライブストリームを取得することに先立って、前記特定の製品に関する情報を取得することと、

前記特定の製品に関する前記情報に基づいて、前記コレクションのうちの前記一つ以上の製品の画像を取得することと

を前記一つ以上のプロセッサにさらに実行させる、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記コレクションのうちの前記一つ以上の製品の前記画像は、前記ユーザによって以前に捕捉された画像である、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 16】

前記推薦は、前記ベースライン画像特徴により一致した前記特定の製品のさらなる画像を捕捉するために生成される、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 17】

ユーザデバイスをさらに備え、前記ユーザデバイスは、

前記一つ以上のプロセッサと、

前記一つ以上のプロセッサに結合されたディスプレイと、

カメラと

を備え、

前記カメラは、画像センサを含み、前記カメラは、前記カメラライブストリームを前記一つ以上のプロセッサに提供するように構成されている、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 18】

プロセッサ実行可能な命令を記憶している非一過性のコンピュータ読み取り可能な媒体であって、前記プロセッサ実行可能な命令は、一つ以上のプロセッサによって実行されると、

ユーザデバイス内のカメラからカメラライブストリームを取得することであって、前記カメラライブストリームは、特定の製品の画像データを含む、ことと、

少なくともコレクションのうちの一つ以上の製品の画像の画像データの画像分析に基づいて、前記コレクションのうちの前記一つ以上の製品の前記画像に共通する一つ以上のベースライン画像特徴を決定することと、

前記特定の製品の前記画像データの前記一つ以上の画像特徴を調整するための一つ以上の推薦を生成するために、前記一つ以上のベースライン画像特徴を前記特定の製品の前記画像データの一つ以上の画像特徴と比較することと、

前記ユーザデバイス上での前記カメラライブストリームと一緒に表示のために、前記画像データの前記一つ以上の画像特徴を調整するための前記一つ以上の推薦を生成することと、

を前記一つ以上のプロセッサに実行させる、非一過性のコンピュータ読み取り可能な媒体。

10

20

30

40

50